

短期入所生活介護 重要事項説明書

社会福祉法人 向日春秋会
特別養護老人ホーム サンフラワーガーデン

1. 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 向日春秋会
- (2) 法人所在地 京都府向日市物集女町森ノ下12番地1
- (3) 電話番号 (075) 922-1700
- (4) 代表者氏名 理事長 中野種樹
- (5) 設立年月日 2004年 7月22日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所（併設型・ユニット型）
(2005年10月1日指定一事業者番号2673100133)
- (2) 施設の名称 短期入所生活介護 サンフラワーガーデン
- (3) 施設の所在地 京都府向日市物集女町森ノ下12番地1
- (4) 電話番号 (075) 922-1700
- (5) F A X 番号 (075) 922-1709
- (6) 管理者氏名 施設長 北尾秋憲
- (7) 開設年月日 2005年10月 1日
- (8) 運営方針

あらゆる場面において、常に人間の尊厳に重きをおき、個性を尊重し、「博愛と奉仕の心」と「和の精神」に基づき、福祉と介護の専門性に富んだ、心のこもった質の高いケアを提供します。

(9) 入所定員およびユニットの概要

- ① 入所定員 10名
- ② 居 室 10室（全室個室）
居室内には、電動ベッド、洗面台が備えられています。
- ③ ユニット 1ユニット
1ユニットは居室10室と共同生活室、キッチン、車イス用トイレ等により構成されています。

(10) 職員の配置状況および勤務体制

① 主な職員の配置状況

(2025年4月1日現在)

職 種	人 数	備 考
1. 施設長（管理者）	1名	兼務
2. 生活相談員	1名	
3. 介護職員	67名	45名非常勤
4. 看護職員	5名	2名非常勤
5. 介護支援専門員	1名	
6. 機能訓練指導員	1名	非常勤
7. 管理栄養士	1名	
8. 医師	2名	非常勤

(介護老人福祉施設と兼務)

② 主な職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	早 出：7:00～15:30 日 勤：10:30～19:00 日勤Ⅱ：8:30～17:00 遅 出：13:30～22:00 夜 勤：21:45～ 7:30
2. 看護職員	早 出：8:00～16:30 日 勤：8:30～17:00 遅 出：10:30～19:00

3. サービス内容と利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

- ① 短期入所生活介護計画の立案およびそれに基づく介護・支援を行います。
- ② 入浴
入浴（または清拭）を週2回以上行います。個人浴槽のほか、介助を要する方には特殊浴槽で入浴していただきます。
- ③ 社会生活上の便宜の供与
趣味・教養・娯楽活動の機会の提供、ご家族との交流の機会の提供、外出の機会の確保等を行います。
- ④ 相談援助
ご利用者およびご家族からのご相談に応じます。
- ⑤ 機能訓練
主に日常生活の中での機能訓練、レクリエーションや行事等を通じた機能訓練を行います。
- ⑥ 健康管理
看護師による日常の健康管理に加え、必要に応じ嘱託医師による診察を行います。
- ⑦ 栄養管理
管理栄養士による栄養管理を行います。

【利用料金】（介護保険一部負担金）

《基本日額》（地域単価・サービス提供体制強化加算Ⅱ・夜勤職員配置加算Ⅱ・介護職員処遇改善加算Ⅰを含む）

	【1割負担】	【2割負担】	【3割負担】
・要介護1	869円/日	1,738円/日	2,607円/日
・要介護2	949円/日	1,897円/日	2,845円/日
・要介護3	1,036円/日	2,072円/日	3,108円/日
・要介護4	1,120円/日	2,240円/日	3,360円/日
・要介護5	1,201円/日	2,401円/日	3,601円/日

《サービス費用》（該当の場合のみ、地域単価・介護職員処遇改善加算Ⅰを含む）

	【1割負担】	【2割負担】	【3割負担】
・送迎加算	216円/片道	432円/日片道	648円/日片道
・療養食加算	10円/回	19円/回	28円/回
・緊急受入加算	106円/日	211円/日	316円/日
・認知症緊急対応加算	235円/日	469円/日	704円/日
・若年性認知症利用者受入加算	141円/日	281円/日	422円/日

(2) 介護保険給付対象外サービス

- ① 滞在費 2,066円/日
居室を含むユニットの提供にかかる費用です。（建設費用、光熱水費等を勘案）ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。
- ② 特別な希望に基づく居住環境を整える場合(空床利用を含む)に要した費用の実費は利用者負担となります。
- ③ 食費 1,850円/日（朝：250円、昼：750円、夕：750円、おやつ：100円）
食事の提供にかかる費用です。ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。
なお、食事時間は「朝食 8:00～」「昼食 12:00～」「夕食 18:00～」と大体の時間は決めておりますが、ご利用者の生活習慣に応じゆっくりと食事をしていただけるように配慮します。
- ④ 特別な食費 要した費用の実費
特別な希望に基づくメニューの食材等に発生します。
- ⑤ 理美容サービス 業者の提示する金額
業者の出張によるサービスで、内容により料金が異なります。

⑥ レクリエーション・クラブ活動費用 材料代等の実費

⑦ 個人使用の電気製品の電気使用料 別表 1 をご参照ください。

⑧ 事業実施地域外への送迎費用

「当施設の事業実施区域外の方で、送迎を希望される場合は、別途費用をいただきます。」

5Km以上～10Km未満	片道	500円
10Km以上～15Km未満	片道	1,000円
15Km以上	片道	1,500円

⑨ ご希望の方には、1日あたり150円(電気代込み)でテレビをお貸します。(ただし台数には限りがあります。)

(3) 高額介護サービス費制度や社会福祉法人としての減免制度等もありますので、ご相談ください。

4. 協力医療機関

洛西ニュータウン病院：京都市西京区大枝東新林町 3 丁目 6 番地 TEL：075-332-0123

診療科目：内・消・循・小児・外・整・麻酔・歯・泌・婦・眼・耳鼻・リハ・脳外・
放・形外・心内・神外・皮

向日回生病院：京都府向日市物集女町中海道 9 2 - 1 2 TEL：075-934-6881

診療科目：内・呼内・消・循・外・整・脳・皮・肛・リハ・放・心内

長岡病院：京都府長岡京市友岡 4 丁目 1 8 番 1 号 TEL：075-951-9201

診療科目：精神・神経・内・歯

赤川歯科クリニック：京都府向日市物集女町五ノ坪 6 - 7 TEL：075-931-6480

5. 施設利用にあたっての留意事項

- (1) 共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めてください。
- (2) 外出・外泊はその前日までに届け出て、ご家族等の同伴をお願いします。
- (3) 面会時間は、原則として 9：00～20：00 としております。
- (4) 医療機関への受診は施設の医師の了解が必要です。
- (5) 次の禁止事項の遵守をお願いします。
 - ① けんか、口論、泥酔、薬物乱用等により他人に迷惑をかけること。
 - ② 政治活動、宗教、習慣等により、他人の自由を侵害したり、排撃しないこと。
 - ③ 指定した場所以外で、火気を用いたり喫煙したりしないこと。
 - ④ 施設の秩序、風紀を乱さないこと。また、安全衛生を害しないこと。
 - ⑤ 故意または無断で、施設または備品に損害を与えないこと。
- (6) 各ユニット共同生活室、エントランス、職員出入口に安全性と防犯性の向上のため、カメラを設置しております。(「個人情報保護について」カメラで撮影されたデータは、転倒事故等の確認の必要がある場合のみ利用します。特定の個人が識別される映像は個人情報に該当するため、社会福祉法人向日春秋会の個人情報保護方針を遵守し、厳格に取り扱います。)

6. 事故発生時等の対応

- (1) 当施設におけるサービスの提供により、ご利用者に事故が発生した場合、または心身の状況が急変した場合は、速やかに嘱託医、ご家族および保険者に連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 施設は、事故または急変時の状況、その際の措置等を記録するとともに、特に事故については、その原因を究明し、再発防止策を講じます。
- (3) 施設は、ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに誠意をもって対応します。

7. 個人情報の提供

当施設では、次の場合にご利用者またはそのご家族の個人情報を提供することがあります。

- (1) ご利用者が受診または入院された際に、医療機関等から求めがあった場合。
- (2) ご利用者が退所後、在宅における居宅介護支援計画の作成等に資するために、居宅介護支援事業所等から求めがあった場合。

8. 職場におけるハラスメントの防止

当施設では適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

9. 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (1) 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- (2) 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

10. 感染症の予防及びまん延の防止

当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

1.1. 身体拘束

当施設は、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとします。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

12. 苦情・要望の受付

当施設では、ご利用者やご家族からの苦情・ご要望・ご意見等を受け付けた際には、誠意をもって解決に取り組み、皆様にご満足いただけるように努めます。

- (1) 当施設における受付

苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 北尾 典子
介護支援専門員 平岡 朋美

また、「御意見箱」を各階に設置しています。

- (2) 第三者委員

- ① 堀田裕二 アスカ法律事務所 TEL 06-6365-5312
② 島田忠一 行政書士 島田忠一 TEL 075-331-6286

- (3) 行政機関その他苦情受付機関

- | | | | |
|---|--------------------|-----|--------------|
| ① | 向日市役所 市民サービス部高齢介護課 | TEL | 075-931-1111 |
| ② | 長岡京市役所 高齢者福祉サービス | TEL | 075-951-2121 |
| ③ | 大山崎町役場 高齢者福祉・介護保険 | TEL | 075-957-1101 |
| ④ | 京都市西京区役所 健康福祉部 | TEL | 075-381-7121 |
| ⑤ | 京都府国民健康保険団体連合会 | TEL | 075-354-9090 |

13. 第三者評価実施状況

評価機関名 一般社団法人 京都私立病院協会
直近実施日 2022年7月22日
評価結果配置場所 施設ホームページ記載

年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 向日春秋会
特別養護老人ホーム サンフラワーガーデン

説明者 _____ ⑩

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、次の項目に同意するとともに、サービスの提供開始に同意しました。

- (1) 3. サービス内容と利用料金に定める利用料について、希望に応じたサービスを利用した場合には支払うことに同意します。
- (2) 7. 個人情報の提供に定める個人情報の提供に同意します。

ご利用者様 住所 _____

氏名 _____ ⑩

署名代行者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

契約者との関係 ()